

社会保険労務士 会報 あ お も り

発行 青森県社会保険労務士会 青森市安方2丁目9番20号 室津ビル2F TEL 017(773)5179 FAX (775)1428 編集 総務広報委員会

明けまして

おめでとうございます。



今年もよろしく申し上げます。

～役員一同～

新年のごあいさつ



青森県社会保険労務士会
会 長 佐々木 孝 典

明けましておめでとうございます。

会員の皆様には御家族ともども元気で、明るい新年を迎えられた事とお慶び申し上げます。

私達、社会保険労務士業界では天変地異的自然現象や経済、産業、その他の変動にとわれる事なく社会保険労務士法を基盤とする精神にのっとり

1. 不正行為の指導禁止
2. 勤務社会保険労務士の責務
3. 信用失墜行為の禁止
4. 依頼に応ずる義務
5. 秘密を守る義務

等が規定されておりますことは、いまさら申し上げるまでもないことであろうかと思いますが、これだけは、年頭にあたり認識をあらたにさせていただきたいと考えます。

今年の目標として、会員の皆様には、電子証明書取得をぜひお願いしたいところでございます。平成15年度から取り組んでまいりましたこの事業も3年目にはいりました。しかし、本県は取得率ワースト10からの脱却ができないまま年を越しました。連合会では、電子証明書の活用が図られるよう強力に行政に働きかけを行っております。昨年、社会保険庁の事業として社会保険業務の一部(6届書)を事業主の電子証明書を使わないで行う電子申請のモデル実験を全国3県で実施しました。その結果は、まもなく公表されるものと思いますが、予想以上に事業主からは好評という情報を得ております。連合会長のあいさつのなかに早ければ来年度には本格実施になりそうなニュアンスのことばがあります。早々の

実現を期待するところでございます。ITの本格的な時代にはいって10年以上が経過しこれからは避けて通れないものと思います。私も、老体に鞭を打ち先般取得を申請しました。使いこなせるか100%の不安と0%の自信で頑張ってみたいと思います。会員の皆様のご協力により一日も早いワースト10脱出をお願いいたします。

今年は、特定社会保険労務士試験に向けた「能力担保研修」、「北三県合同研修」が予定されており例年より忙しい年になりそうです。会員の皆様のご協力を切にお願いするところであります。

諸法令を守り、昨年と同様政治連盟、SR事務組合(個人事務組合も含む)と協力して県会発展のため会員皆様の協力をお願いして新年の詞といたします。



全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 槻 哲 也

新年明けましておめでとうございます。

社会保険労務士制度が誕生して、38周年を迎えます。その間、7次にわたり、社会保険労務士法の改正が行われ、その都度、制度の改善充実が図られてきました。特に、昨年の第7次法改正において紛争解決手続代理業務の拡大と労働争議不介入規定の削除などの成果が得られたことは、今後の社会保険労務士制度の発展を占う意味で、大きな成果があったと思います。

さて、本年は、この紛争解決手続代理業務を行う特定社会保険労務士制度の実現に取り組まなければなりません。まずはじめの事業として、紛争解決手続代理業務を行うのに必

要な学識及び能力の修習に関する研修とその能力等を判定する試験を実施しなければならないのです。これらの詳細については、適切且つ迅速にお知らせすることとなりますが、この紛争解決手続代理業務は、近い将来に簡易裁判所における訴訟代理権を獲得するための礎となるものであり、斯界にとりましては、実績を積み上げるための最も重要な業務と考えております。会員の皆様には、将来展望を見据えた視点からも深いご理解をいただきより多くの方々の受講と受験に参加されることを期待しております。

また、電子申請における複数署名の省略につきましては、昨年、社会保険関係にかかる磁気媒体届出書作成プログラムにより作成する届出書のうちの健保・厚年被保険者月額算定基礎届等6つの届出書に関する山形、福島、香川3県による「事業主電子署名省略モデル事業」が実施されましたが、事業主にも大変好評でした。そこで、このモデル事業を基にした事業主電子署名省略による電子申請の全国展開を実現させる方向で、社会保険庁と協議を進めております。また、労働保険の概算確定申告書に係る事業主電子署名の省略につきましては、平成18年度から確実に実施できるよう詰め協議を進めているところです。これらについてはやっとなゴールが見えてきたといえます。いずれにしましても、現在、6,000人を超える取得者数を、平成17年度末には少なくとも、8,000人に、そしてできるだけ早い時期に1万2,000人に到達させるための取得促進が不可欠の状況になってきたのです。都道府県会では会長をはじめ役員及び担当各位に奮闘していただいておりますが、会員の皆様には例えば「印鑑登録」をしておくと同じようにご理解をいただき、目標を何としても達成させて電子政府における社会保険労務士制度の存在を確固たるものにしたいと考えておりますのでどうかご協力をお願いいたします。

次に、国が行う規制改革では社会保険庁が

実施する市場化テストの入札参加資格に関しては47都道府県会が公平に入札参加資格の権利を獲得できる仕組みとするように内閣府の市場化テスト推進室、また厚生労働大臣及び社会保険庁長官に改善要望を行っているところです。

また、昨今は、金融機関やアウトソーシング会社等による業務侵害が目に見え余る状況にあり、社会保険労務士制度の発展に重大な影響を及ぼしているところです。連合会では、これらのことに毅然とした態度で迅速かつ的確に対応にあたるなど全力を尽くしております。業務侵害行為には全国の47都道府県会が結束し会員が一致団結して臨めば解決できることです。その他社会保険労務士を取り巻く厳しい現状を打破していくうえで、とりわけ都道府県会の会長には会長としての役割と連合会の理事としての役割をしっかりと果たしていただくことです。いわゆる一人二役で大変なご苦勞をおかけすることになりますが、それぞれの舞台において会員のため、制度改善のためにより幅広く、より高い見識をもって国家政策への提言や実務的には国民の利便性と効率性などの議論を展開していただきたいと考えております。これらの努力は、経済社会の変革著しい時代を勝ち抜ける社会保険労務士制度を確立し発展させるなど、必ずその成果に結びつくものと確信しております。

最後になりましたが、本年の会員の皆様方のご健勝とさらなるご発展を心より祈念いたします。



青 森 労 働 局
局 長 大 塚 欽 也

新年明けましておめでとうございます。

青森県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、平素より厚生労働行政の運営につきまして格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ます。

青森労働局におきましては、厳しい経済・雇用情勢の下、①雇用の安定、労働条件の確保に向けた総合的な対応、②健康で安心して働ける環境の整備、③少子高齢化の進行と多様な働き方への対応等を課題として、各種対策を推進しております。

しかしながら、依然として厳しい経済・雇用情勢を反映して、各労働基準監督署などには業種を問わず長時間労働や賃金不払残業（いわゆるサービス残業）などの相談が寄せられているところであります。今後、少子高齢化が進み企業経営にとって人材確保が大きな課題になると見込まれることから、労働者の定着を図り企業経営を維持・発展させていくためにも、労働条件の確保・改善を進めていくことが重要であります。この点につきまして、引き続き各企業に対する社会保険労務士の皆様方による指導・支援に大きく期待申し上げます。

私ども青森労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所といたしましても、よりよい労働環境の整備に向けて全職員一丸となって取り組んでいるところでありますが、新年を迎えるに当たり、心を新たに、県民が安心・安全かつ安定した職業生活を送ることができるよう、さらに努力してまいります。

今後とも厚生労働行政に対するより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会の御発展並びに会員の皆様方の益々の御活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



青森社会保険事務局
局長 岡崎 也寸志

新年明けましておめでとうございます。
青森県社会保険労務士会及び会員の皆様方

には、日頃より社会保険事業の推進にあたり格段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新年を迎えるにあたり昨年を振り返ってみますと、昨年6月には、「社会保険庁は変わります」宣言(Part 2)を行い、19年度までの3年間を「改革のセカンド・ステージ」と位置付け「国民の視点で業務を遂行すること」「国民から見える形で変わること」「結果を出すこと」を課題とし、年金相談体制の充実、サービススタンダードの実施など、お客様へのサービス向上に努め、「行政サービスのトップランナー」を目指して組織を挙げて取り組むことといたしました。

本年はセカンドステージ2年目の年であり、職員一同、新たな気持ちで、これらの実現に向け精一杯努力していくことをお約束します。

新年を迎えて私どもといたしましては、①未適用事業所の適用促進及び職権適用につきましては、社会保険労務士会および会員の皆様方のご協力を頂き、昨年以上の取組みを強化して参ります。②国民年金の未納・未加入については、戸別訪問等の取組みを強化し、さらに、未納者に対する強制徴収の強化により納付率向上に努めて参ります。

社会保険労務士各位におかれましては、会社を退職された際の国民年金への加入届や被扶養者の異動届、会社から社員の社会保険への加入申込を受けた際等国民年金の未納・未加入とならないよう機会を捉えて従業員等にご説明いただきますようお願い申し上げます。

また、今年はこれ以外に、更なる社会保険事業の効率的・効果的な運営を推し進める必要があります、そのために様々な取組みを図って行くこととしております。

これら事業を推し進めるうえで、社会保険労務士会及び会員の皆様方のご支援、ご協力をお願いするとともに皆様方のご健勝とますますのご発展を祈念し新年のご挨拶といたします。



お知らせ

月刊社会保険労務士12月号 掲載記事について

月刊社会保険労務士12月号6ページに、～連合会長、折々の記～「社会保険労務士の仕事と業務侵害」と題して記事が掲載されております。

この記事では、社会保険労務士と有資格者の違いを改めて指摘するとともに、昨今増加しつつある業務侵害事例について、どのような案件が多いのか、またそれらの案件に対し、連合会及び都道府県社会保険労務士会においてどのような措置をとっているのかを実例を挙げて記述しております。ご一読していただくことで、その実情を把握いただける内容となっております。ぜひ、目を通してみてください。

社会保険労務士を開業社会保険労務士事務所等に 派遣することに関するニーズ調査について 【全国社会保険労務士会連合会のアンケート調査】

月刊社会保険労務士12月号84ページ「掲示板」に掲載されておりますが、この問題は今後の私たちの仕事に大きな影響を与える重要な事項です。ぜひ全会員のご協力をお願いします。特に、締切日は明記されておりませんが、構造改革特別区域推進本部において平成17年度中に結論を得ることとされておりますことから1月31日(火)までに巻末のはがきによりご回答されるようご協力をお願いします。

(締切日については1月号月刊社会保険労務士で告知される予定)

会議開催

第4回三役会議

日時 平成17年10月26日(水)

場所 ベイ・アラスカ

議題

1. 理事会提出議案について
2. その他

第5回理事会

日時 平成17年12月1日(木)

場所 アスパム7階「しらかみ」

議題

1. 各委員会からの報告
2. みちのく銀行との年金相談主幹社労士派遣契約について
3. 会館取得について
4. 社会保険未適用事業所巡回について
5. その他

第1回電子申請相談員会議

日時 平成17年12月14日(水)

場所 アスパム7階「はまなす」

議題

1. 具体的相談の対応方法
2. 今後の事業予定
3. 電子申請について県会及び連合会に望む事項
4. 電子申請相談員の名称について
5. その他

調査企画委員会からのお願い

お手数ですが電子申請の認証を取得した方は県会事務局までお知らせください。

研 修 会

平成17年度第1回研修会

日 時 平成17年10月4日(火)

10:30~16:30

場 所 ホテル青森4階「錦鶏の間」

受講者 103名

研修テーマ・講師

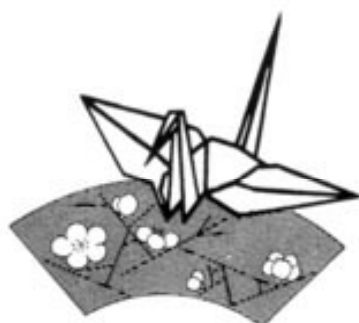
1. 国民年金法について
2. 厚生年金保険法について

講師：青森社会保険事務局年金課

年金業務指導官 中 濱 光 紀 氏

3. 年金相談の心得

講師：県会会員 平 野 哲 男 氏



平成17年度第2回研修会

日 時 平成17年12月7日(水)

10:30~16:30

場 所 ホテル青森3階「あすなろの間」

受講者 66名

研修テーマ・講師

1. 個人情報保護法について

講師：東京海上日動火災保険株

広域法人部開発課

竹 田 啓 二 氏

2. 事業主電子署名省略モデル事業を
実施して

講師：山形県社会保険労務士会

電子化委員長 土 屋 講 氏

3. 社会保険労務士法改正と職業倫理に
ついて

講師：全国社会保険労務士会連合会

専 務 理 事 中 井 敏 夫 氏



平成
17年度

社会保険関係 中央研修開催のご案内

* 募 集 要 項 *

- | | |
|---|---|
| <p>1 主 催
全国社会保険労務士会連合会</p> <p>2 受講対象者
所属都道府県会長の推薦を受けた者</p> <p>3 期 間
平成18年3月9日(木)～3月12日(日)
3泊4日(合宿制)</p> <p>4 場 所
国際能力開発支援センター
(千葉市美浜区ひび野1-1)</p> <p>5 科 目
◎医療保険制度の現状と課題 (2時間)
◎年金制度の現状と課題 (2時間)
◎社会保険の不服審査 (3時間)
◎年金法の解説 (11時間)
①年金法の勉強の仕方
②老齢給付の支給要件と年金額の
事例解説</p> | <p>◎年金相談のポイント (2.5時間)
(総講義時間数は約20.5時間。科目、内容は変更になる場合があります。)</p> <p>6 受 講 料 45,000円
(教材費、宿泊費、食事代を含む。)</p> <p>7 定 員 80人</p> <p>8 申込締切日
平成18年1月23日(月)
(受講希望者は、所属都道府県会に
連絡してください。)</p> <p>9 申込・問合せ先
青森県社会保険労務士会事務局
T E L 017-773-5179</p> <p>*研修日程の詳細は月刊社会保険労務士
12月号の5ページに掲載</p> |
|---|---|

社会保険庁長官表彰に岡田欣一氏(八戸支部)

平成17年度社会保険労務士制度功労者表彰は、去る11月7日青森市・青森厚生年金会館での「社会保険大会」の席上、社会保険庁長官表彰の伝達及び青森社会保険事務局長表彰が行われた。青森社会保険事務局長表彰には、佐藤久美子氏(弘前支部)が栄誉に輝いた。お二方には心からお祝いを申し上げ今後の精進とご活躍をお祈りいたします。

今年から、社会保険庁長官表彰、青森社会保険事務局長表彰ともに「会員期間中に国民年金保険料の未納がないこと」の条件が付け加えられた結果、該当者が極端に絞り込まれました。ここにも、行政改革の波が押し寄せた感じがします。

事 務 局 だ よ り

【会員の動き】

平成17年12月31日現在会員数

支部名 会員種別	青 森	弘 前	八 戸	む つ	十 和 田	五所川原	合 計
開 業	56	28	43	5	14	13	159
非 開 業	16	7	9	4	5	1	42
合 計	72	35	52	9	19	14	201

【入 会 者】

氏 名	種 別	開業日	住 所	電 話
工 藤 大 輔	非開業	17. 11. 1	〒030-0944 青森市筒井字八ッ橋995	017-738-0918
川 村 啓 之	開 業	17. 12. 1	川村啓之社会保険労務士事務所 〒036-8332 弘前市大字亀甲町113	0172-37-6520
榊 直 哉	非開業	17. 12. 15	〒038-0011 青森市篠田二丁目1-6	017-766-5397
葛 西 政 人	非開業	17. 12. 15	〒038-0011 青森市篠田三丁目17-9	017-781-0604

【種別変更】

氏 名	支部	種 別	変 更 日	氏 名	電 話
工 藤 大 輔	青森	非開業→開業	18. 1. 1	あおもり労働社会保険労務士事務所 〒030-0944 青森市筒井字八ッ橋995	TEL 017-738-0266 FAX 017-738-0266

編集後記

あけましておめでとうございます。

電子認証取得率が東北六県で最下位ということで取得したものの、その後はお手上げ常態。ところが先月の研修会で「土屋電子化委員長」の親切・丁寧な講義を聞き、俄然やる気を出し、ただいま練習中！

“若い者に負けてたまるか？” “今年は最下位脱出するぞ～。”

ことしもよろしくおねがいします。

(総務広報委員長 坂下武治)

電子申請相談員紹介

いよいよ電子申請での届出が一部ですが来年度から可能になりそうです。電子証明書を活用するには、まず、パソコンに慣れていただくことが先決となります。会員のなかにはパソコン操作に不慣れな方もいると思いますので、いろいろアドバイスをしていただく相談員の方を各支部に配置いたしました。パソコンの電源の入れ方などの初歩的な操作からご相談いただけます。パソコン操作等について疑問の点がありましたら気軽にご相談ください。

青 森 支 部



●上村 隆朗
●上村隆朗社会保険労務士事務所
●017-782-0740
●kamui182@actv.ne.jp



●葛西 康也
●葛西事務所
●017-722-3637
●narinari@actv.ne.jp

弘 前 支 部



●佐藤 博子
●労務マネジメントオフィス
●0172-29-5488
●honsya-165@babibu.com



●福士 秀文
●社会保険労務士福士事務所
●0172-32-5543
●stfhide@jomon.ne.jp

八 戸 支 部



●村舘 珠樹
●社会保険労務士村舘珠樹事務所
●0178-47-1892
●muradate@sea.plala.or.jp



●飯田 由紀
●飯田社会保険労務士事務所
●0178-45-5402
●tohhokus@hi-net.ne.jp

む つ 支 部



●川端 広毅
●社会保険労務士川端事務所
●0175-34-6119
●k_hiroki@mtd.biglobe.ne.jp

十 和 田 支 部



●兼平 弘枝
●かねひら社会保険労務士事務所
●090-8308-1655
●kanehiro@wonder.ocn.ne.jp

五所川原支部



●檜川 智
●檜川社会保険労務士事務所
●0173-33-2850
●sato3104@jomon.ne.jp

※相談は基本的に電話にて
受け賜ります。